

基本の柱	重点目標	取組項目	主な取組内容
1 DVを許さぬ社会づくり	<p>(1) 関係機関・団体との連携等による取組の推進</p> <p>(2) DV防止のため教育・普及啓発</p> <p>(3) 若年層に対する予防教育の推進</p> <p>(4) 加害者への対応</p>	<p>① 関係機関・団体との連携強化</p> <p>① 生涯にわたる人権教育の推進</p> <p>② DV防止の意識啓発の推進</p> <p>① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施</p> <p>① 加害者への厳正な対応</p> <p>② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施</p>	<p>・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催・DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大・市町村との連携強化・民間支援団体との連携</p> <p>・学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進・地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施、「拡」地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施(経済団体等を通じた。企業へのDVに関する社内研修実施の働きかけ)</p> <p>・多様な広報媒体を活用した意識啓発の実施、市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施</p> <p>・リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施、「拡」中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施(・中高生、大学生等を対象とした授業や研修の実施に向け、学校等への働きかけ)、教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>・現場警察官の加害者への対応能力の向上・保護命令が出された加害者に対する警告の実施</p> <p>・加害者を対象とした各種相談の実施、加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知、加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討</p>
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	<p>(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備</p> <p>(2) 配偶者暴力相談支援センターの周知</p> <p>(3) DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上</p> <p>② 相談員のメンタルヘルスケアの充実</p> <p>③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化</p> <p>④ 県その他機関との連携強化</p> <p>① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上</p> <p>② 職務関係者を対象とした人権研修の推進</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターの周知</p> <p>② 各種相談機関における相談機能の強化</p> <p>③ 相談窓口のバリアフリー化</p> <p>④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり</p>	<p>① 配偶者暴力相談支援センターの周知</p> <p>② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上</p> <p>② 相談員のメンタルヘルスケアの充実</p> <p>③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化</p> <p>④ 県その他機関との連携強化</p> <p>① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上</p> <p>② 職務関係者を対象とした人権研修の推進</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターの周知</p> <p>② 各種相談機関における相談機能の強化</p> <p>③ 相談窓口のバリアフリー化</p> <p>④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり</p>	<p>・「拡」市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ(経済団体等を通じた。企業への配偶者暴力相談支援センター等の周知)、各種相談機関の相談窓口での周知、外国語・パンフレット等の作成及び関係機関への配置</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターと警察との連携による24時間対応できる体制の確保、「拡」地域における企業、関係機関・団体、者等との連携強化・理解促進のための取組の実施及び情報提供(・従来からの関係機関との連携強化や情報共有に加えた。経済団体等と連携、企業等職場を通じた相談窓口の周知の実施)</p> <p>・女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加、女性相談員に対するスーパーバイズの実施</p> <p>・各種メンタルヘルス研修受講の推進、相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備</p> <p>・市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ、被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターと福祉保健所・児童相談所・警察との情報共有及び連携の強化</p> <p>・相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供、被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配布</p> <p>・県職員や市町村職員を対象とした、DV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>・各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】、外国語・パンフレット等の作成及び関係機関への配置【再掲】</p> <p>・各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携</p> <p>・外国語通訳及び手話通訳等の確保</p> <p>・児童生徒が安心して相談できる環境づくり、「拡」男性や性的少数者を対象とした相談の実施(男性や同性カップルのDV被害者への相談窓口の周知、相談対応者のスキルアップの機会の充実)</p>
3 DV被害者の一時保護体制の充実	<p>(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保</p> <p>(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実</p> <p>(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実</p>	<p>① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保</p> <p>② 迅速かつ安全な一時保護の実施</p> <p>③ DV被害者等に関する情報保護の徹底</p> <p>④ 司法手続きに関する支援</p> <p>① DV被害者の心理ケアの充実</p> <p>② 子どもへの心身のケアの充実</p> <p>③ 保育、学習支援の充実</p> <p>④ 災害に備えた体制づくり</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外の保護できる場の確保</p> <p>② 民間シェルターへの支援</p>	<p>・警察等と連携した安全の確保、被害者や支援者の安全確保、緊急避難体制の確保</p> <p>・迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立、県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実、一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備</p> <p>・関係機関に対する秘密の保持の徹底</p> <p>・被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援</p> <p>・心理ケア担当職員による心の健康の回復支援・民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が連携した子どもの心理判定やカウンセリング等の実施、配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センター、心の教育センター、高知市教育研究所が連携した心配のある子どもへの対応</p> <p>・安心して遊ぶことのできる環境の整備、学校と連携した一時保護所での就学支援、就学のための様々な制度の情報提供と手続支援</p> <p>・設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策、備蓄等の充実、代替施設による事業の継続</p> <p>・民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実</p> <p>・民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターによる継続的支援の実施、「拡」自立支援施設の入所条件の見直し及び自立に向けた就労支援の強化)</p> <p>・生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援</p> <p>・県職員住宅や県営住宅の短期利用の実施、民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</p> <p>・「拡」ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細かな就職支援、就職活動及び技能習得時の託児支援</p> <p>・DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ</p> <p>・保護命令発令後の安全の確保、地域のネットワークの構築による情報共有と連携</p> <p>・関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り、養護教諭や市町村職員等による学校や家庭等でのケア</p> <p>・あつたかられあいセンター等との連携、民間支援団体との連携による居場所づくり</p> <p>・市町村基本計画の策定と取組の推進、市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ【再掲】</p> <p>・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【再掲】</p> <p>・地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【再掲】、各種支援制度に関する情報提供及び利用に向けた支援【再掲】</p> <p>・地域のネットワークの構築による情報共有と連携及び居場所づくり【再掲】</p> <p>・関係機関による育児支援や連携【再掲】、養護教諭や市町村職員等による学校や家庭等でのケア【再掲】</p>
4 DV被害者の自立に向けた支援	<p>(1) DV被害者の生活再建</p> <p>(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実</p>	<p>① 一時保護所入所時からの継続した自立支援</p> <p>② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援</p> <p>③ 住宅の確保に向けた支援</p> <p>④ 就労に向けた支援</p> <p>⑤ 民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施</p> <p>① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り</p> <p>② 被害者及び子どもの心身の回復の支援</p> <p>③ 地域での居場所づくり</p> <p>① 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】</p> <p>② 関係機関等との連携強化に向けた取組</p>	<p>・民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実</p> <p>・民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターによる継続的支援の実施、「拡」自立支援施設の入所条件の見直し及び自立に向けた就労支援の強化)</p> <p>・生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援</p> <p>・県職員住宅や県営住宅の短期利用の実施、民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</p> <p>・「拡」ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細かな就職支援、就職活動及び技能習得時の託児支援</p> <p>・DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ</p> <p>・保護命令発令後の安全の確保、地域のネットワークの構築による情報共有と連携</p> <p>・関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り、養護教諭や市町村職員等による学校や家庭等でのケア</p> <p>・あつたかられあいセンター等との連携、民間支援団体との連携による居場所づくり</p> <p>・市町村基本計画の策定と取組の推進、市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ【再掲】</p> <p>・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【再掲】</p> <p>・地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【再掲】、各種支援制度に関する情報提供及び利用に向けた支援【再掲】</p> <p>・地域のネットワークの構築による情報共有と連携及び居場所づくり【再掲】</p> <p>・関係機関による育児支援や連携【再掲】、養護教諭や市町村職員等による学校や家庭等でのケア【再掲】</p>
5 地域における取組の推進	<p>(1) 地域における見守り体制づくり</p> <p>(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり</p> <p>(3) 地域における自立に向けた支援の取組</p>	<p>① 一時保護所入所時からの継続した自立支援</p> <p>② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援</p> <p>③ 住宅の確保に向けた支援</p> <p>④ 就労に向けた支援</p> <p>⑤ 民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施</p> <p>① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り</p> <p>② 被害者及び子どもの心身の回復の支援</p> <p>③ 地域での居場所づくり</p> <p>① 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】</p> <p>② 関係機関等との連携強化に向けた取組</p> <p>① 関係機関等との連携強化に向けた取組</p> <p>① 生活再建に向けた見守り支援</p> <p>② 子どもへの健やかな成長の見守り</p>	<p>・民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実</p> <p>・民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターによる継続的支援の実施、「拡」自立支援施設の入所条件の見直し及び自立に向けた就労支援の強化)</p> <p>・生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援</p> <p>・県職員住宅や県営住宅の短期利用の実施、民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</p> <p>・「拡」ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細かな就職支援、就職活動及び技能習得時の託児支援</p> <p>・DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ</p> <p>・保護命令発令後の安全の確保、地域のネットワークの構築による情報共有と連携</p> <p>・関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り、養護教諭や市町村職員等による学校や家庭等でのケア</p> <p>・あつたかられあいセンター等との連携、民間支援団体との連携による居場所づくり</p> <p>・市町村基本計画の策定と取組の推進、市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ【再掲】</p> <p>・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【再掲】</p> <p>・地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【再掲】、各種支援制度に関する情報提供及び利用に向けた支援【再掲】</p> <p>・地域のネットワークの構築による情報共有と連携及び居場所づくり【再掲】</p> <p>・関係機関による育児支援や連携【再掲】、養護教諭や市町村職員等による学校や家庭等でのケア【再掲】</p>